

第5回 津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会
議事要旨案

日時：平成30年6月11日（月）

15:00～17:30

場所：中央合同庁舎3号館1階

共用会議室（A会議室）

○清瀬次長挨拶

前は中間とりまとめの素案を示し、L1 津波に対する海岸堤防の整備に時間がかかる地域もある中で、地域の安全をどう確保すべきか、海岸管理者がどのような役割を果たすべきか等についてご議論いただいた。今回は、前回の意見をもとに中間とりまとめの修正案を用意したので、ご議論の上、とりまとめていただきたい。

○佐藤座長挨拶

活発なご議論をお願いしたい。

1. 津波防災地域づくりに関する中間とりまとめ

- ・ 多重防護、総合的という観点で見た時に、多重防護は、過剰投資でなく、L2 の防御が結果的に L1 防御を含むという整理ができているという理解でよい。
- ・ 4.4. で部局横断的支援の構築について書かれているが、一步進めて、津波防災対策を一元管理するシステム構築が必要まで書けないか。それらを一元管理すると、効果が見え、過剰投資と言われないようになるのではない。
- ・ 378 行に施策の進捗管理の可視化があるが、先ほどのシステムにより可視化すると書いてもらうと良い。
- ・ 構造物の設計と環境、新しい考え方を含めた事業の両面が分かる人材がどれだけいるのか。どういった人材を育てていくのか、民間も含めて、サポートしていくための仕組みを構築していくかを記載すべきではないか。また、様々な施策を進めるにあたり、海岸管理者だけでなく海岸防災のチームを構築して進めるべき、等と記述すべき。
- ・ 例えば、静岡県では土木部局が音頭をとって各部局にまたがる体制をつくった例や、さらに、近畿地方整備局の河川、港湾、都市といった様々な部局が横断的に関わる例、本省が支援する例もある。このようなところを目指しているが、まだこれでいいという段階には至っていないので、中間とりまとめを踏まえて、今後事例を参考に実践に移していきたい。
- ・ 4.1. について、L1 津波の浸水リスクの周知は、まずは海岸の防御を担う海岸管理者と、全ての防災を担う市町村が同じリスクを共有することが必要であり、その先に、市民にも伝えなくてはならないという市町村があれば、さらに市民に伝えることもありうると思っている。
- ・ 4.2. について、全部の施策はできずとも、フェイズを分けて、大きな予算をかけずに、地域の合意があればできるものから取り組んでもらいたい。
- ・ 今回の議論のポイントとしては、L1 津波よりも堤防の低い津波防災地域において、それに対応

- した施策のリストアップまで行っているが、津波防災地域ではどういふことをしなければならぬのか、どういふことができるようになるのか、が明確に分かるようにすべきではないか。
- ・ 基本的には、推進計画等の既にある枠組みを活用していくことになっている。担保の手段としては、法定計画であったり、協議会等を活用していくことが考えられる。
 - ・ 逆に、L1 より低い堤防とするためには、絶対法定計画をつくらないとダメ、というように見える。そういう意図ではないということによいか。
 - ・ L1 より低くすることについて、法定計画を前提としたいというより、法定計画は他の計画との調整が済んでいる証であり、避難計画や土地利用規制が担保されているということになるため、そういったところには交付金でも応援していきたい。
 - ・ 施策を使う住民等の側からすると、住民合意が重要になってくるが、施策が 50 以上もあると住民に説明するのは困難である。資料 5 の施策を整理、統合していく観点は無いのか。
 - ・ 施策要件を変えることにより、新たにカバーできる部分もあるので、必要に応じて制度の見直しもやっていきたい。
 - ・ 279 行、関係部局が連携とあるが、連携も程度がいろいろあるので、表層的なものではなく、実を上げるような形容詞があると良い。
 - ・ 278 行、津波の複雑な挙動とはどういった意味か。津波の規模が分からないということか。
 - ・ 河川の洪水と比べて、津波の挙動は非定常性が強いので、大きく異なる。
 - ・ 105～108 行、津波対策は、海岸堤防等のハード対策を基本としつつ、ソフト対策を組み合わせた総合的な対策が進められている。その目標は、東日本大震災を経験する以前は、これまでに経験した規模の津波が再度襲来した場合にも対応できるよう、いわゆる既往最大主義がとられてきた。とすべき。
 - ・ 363 行を修文するとすれば、「L1 津波に対応した高さで海岸堤防を整備することに加えて、少なくとも人命を守るために必要な避難を支援するために緊急的な整備を要する海岸で、海岸事業以外も含む総合的な法定計画を作成する場合には、L1 津波より低い高さの堤防を当面の目標とする地域においても、財政支援を重視することが重要である。」とした法がわかりやすいのではないか。
 - ・ 海岸管理者の役割として、やるのか、やらないのか、曖昧な書き振りという印象である。
 - ・ 海岸管理者の役割で実施すべき対策は「べき」等の書き振りで明確にすることとする。項目ごとに「べきである」は書けると思うので、分かりやすさを踏まえながら修文していきたい。
 - ・ 279 行 海岸管理者と津波浸水担当部局の連携をどこまで書くかということであるが、各部局が勝手にやるのではなく、全てを見渡して最も効率良く予算を使うためには、各部局ごとの効果が費用便益比で等しくならなくてはならない。そのためには、例えば、財政支出の方法等も含め、連携して取り組むべきである、と書けると良い。
 - ・ 378 行の可視化にあたって、状況だけでなく、関係者の反対理由を書いてもらえると一緒に考えられる。単独の部局ができない場合には、何故、ダメなのか、見える化して検討していくことが重要となる。その部分を記載できると良い。
 - ・ 文章だけで理解するのは難しいので、図を入れられないか。
 - ・ 文章の中ではなく、資料 3 を抜粋した別紙で参照できるようにして対応するようにしたいと考えている。

- ・L1 よりも低くすることを、当面ではなく最終目標としていいのか。
- ・L1 津波よりも下げることを前提として、地域の合意を得た上で、法定計画に位置付けることで、L2 対策を前倒しして、土地利用規制する等で担保すれば、下げることは可能である。ただし、海岸管理者としては、当面の整備目標となる。
- ・骨格はあまり変えないで良いと認識している。ただし、4 章は「こうあるべき」といった主張が分かるように工夫してもらいたい。また、中間とりまとめに参考図面とセットにしてほしい。
- ・L1 津波よりも低い高さを選択したことによって浸水される地域を指定すると、何かしなければならぬ、また、何かできるようになると、よりよいと考える。そのような名前が付けられると良い。
- ・今回津波防災地域と呼んだのは、浸水域だけでなく、対策によって浸水から防御される範囲も含めている。
- ・政策にはタイミングが大事なので、良いものは早く仕上げて出してほしい。
- ・各委員の意見を踏まえて、基本的には座長と事務局で最終案としたい。その際には、委員に確認させていただくことがあるので、協力をお願いしたい。

2. その他

- ・次回からは砂浜をテーマにご議論いただきたい。